

群 労 発 基 1129 第 4 号
令 和 4 年 11 月 29 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群 馬 労 働 局 長



群馬県特定（産業別）最低賃金の会報誌（紙）等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和4年10月8日に改正発効し、また、このたび、群馬県特定（産業別）最低賃金（4業種）につきましても、令和4年12月29日に改正発効することが決定しました。

これにより、群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正することとなりました。

今後、群馬労働局においては、各種広報活動等を実施し、改正後の最低賃金額の周知徹底に取り組んでまいります。

つきましては、別添掲載例文を参考にいただき、貴団体（社）が発行されている会報誌（紙）、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）が適用される中小企業・小規模事業者を主体とした、事業場内で最も低い賃金を一定以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する制度「業務改善助成金」につきましても、周知のための広報にご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

【照会先】

- 最低賃金改正周知 労働基準部 賃金室
電話 027-896-4737
- 業務改善助成金 業務改善助成金コールセンター
電話 0120-366-440

「掲載例文①」

～ 群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました ～

知っていますか？自分の最低賃金。

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 895円	発効日 令和4年10月8日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 976円	発効日 令和4年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 965円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 965円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 965円	

※ 最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。
詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※ 中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

○業務改善助成金

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話0120-366-440

申請先：雇用環境・均等室（前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階）